

	管理・マネ	定員	参加数	従事者	定員	参加数	従事者			相談	定員	参加数	使用者	定員	参加数	派遣型	定員	参加数
							管理・従事者共通	定員	参加数									
31	鳥取県																	
32	島根県																	
33	岡山県						●	150										
34	広島県						●											
35	山口県																	
36	徳島県	●																
37	香川県			●	50													
38	愛媛県			●	30		●	30	82									
39	高知県																	
40	福岡県			●	140					●	70							
41	佐賀県																	
42	長崎県	●	155															
43	熊本県			●	120	128												
44	大分県																	
45	宮崎県																	
46	鹿児島県						●											
47	沖縄県						●	80										

### 7. 平成 26 年度都道府県研修受講者総数

平成 26 年度に開催された、障害者虐待防止・権利擁護研修の受講者数を、都道府県別に集計したのが表 8 である。千葉県が 1,731 人と最も多く、次いで青森県が 1,002 人となっていた。ただし、一部未記入の都道府県もあったため、人数が増える可能性もある。全国の受講者数は 14,658 人。

受講者数が不明の 9 県を平均から推定し合算すると、1 年で概ね延べ 2 万人弱の人が受講したことになる。研修開始から 3 年目に、1 年で 2 万人弱の受講者を出すほどの研修はそう多くはない。この数値からも障害者虐待防止・権利擁護研修の位置づけの重さを感じられる。

表 8 平成 26 年度都道府県研修受講者総数

	総受講者数		総受講者数		総受講者数		総受講者数				
1	北海道	716	14	神奈川県	86	27	大阪府	745	40	福岡県	222
2	青森県	1002	15	新潟県	156	28	兵庫県	308	41	佐賀県	-
3	岩手県	282	16	富山県	-	29	奈良県	343	42	長崎県	176
4	宮城県	126	17	石川県	161	30	和歌山県	160	43	熊本県	760
5	秋田県	112	18	福井県	178	31	鳥取県	566	44	大分県	-
6	山形県	94	19	山梨県	-	32	島根県	240	45	宮崎県	485
7	福島県	151	20	長野県	466	33	岡山県	-	46	鹿児島県	328
8	茨城県	-	21	岐阜県	-	34	広島県	490	47	沖縄県	393
9	栃木県	321	22	静岡県	650	35	山口県	123	※一部未記入のコース、都道府県もあったため、人数が増える都道府県も見込まれる		
10	群馬県	139	23	愛知県	326	36	徳島県	188			
11	埼玉県	840	24	三重県	-	37	香川県	115			
12	千葉県	1731	25	滋賀県	-	38	愛媛県	252			
13	東京都	436	26	京都府	520	39	高知県	271			

## 8. 平成 26 年度都道府県研修カリキュラムごとの実施件数

国研修で示されたカリキュラムが、都道府県研修にどれくらい組み込まれているか集計したのが表 9 である。

共通研修の「障害者虐待防止法の基礎理解」と「障害者虐待防止の現状と課題」については実施件数が多く、またほとんどの都道府県で実施していた。都道府県・市町村虐待防止担当職員研修では、「養護者による障害者虐待における自治体の取組み・対応方法」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応」の講義・演習が、障害者福祉施設等設置者・管理者研修では「障害者福

祉施設等設置者・管理者の責務」と「虐待事案が起きた場合の対応」が、虐待防止マネージャー養成研修では「虐待防止マネージャーの役割」と「虐待事案が起きた場合の対応」が 20 件前後となっていた。平成 26 年度から国研修のカリキュラムに加わった「知的障害者のコミュニケーション特性と面接スキル」を実施している都道府県は 13 ヶ所、「司法面接」を実施している都道府県 2 ヶ所を含めると 15 ヶ所であった。実施件数が少ないカリキュラムにおいて、その要因が何なのか、今一度検討していくことが求められる。なお、本調査に寄せられた課題の中には、「講師の確保・選定が難しい」という意見が多く確認されている。

表 9 国で示したカリキュラム別の実施件数（平成 26 年度）

共通研修	講義	障害者虐待防止法の基礎理解	44	障害者福祉施設等設置者・管理者研修	講義	身体拘束・行動制限を廃止するための取り組み	9	
	講義	障害者虐待防止の現状と課題	40		講義	虐待防止の体制づくり①②	11	
	講義	障害者虐待防止と権利擁護	21		講義	障害者福祉施設等設置者・管理者の責務①	24	
	講義	当事者の声を理解した支援	7		演習	虐待事案が起きた場合の対応	17	
都道府県・市町村虐待防止担当職員研修	講義	知的障害者のコミュニケーション特性と面接スキル	13		講義	障害者福祉施設等設置者・管理者の責務②	10	
	演習	知的障害者のコミュニケーション特性と面接スキル	13		演習	指導が必要な職員と職員集団に対する介入や指導方法	13	
	講義	養護者による障害者虐待における自治体の取組み・対応方法	20		講義	就労系事業所における使用者虐待の発見と対応方法	2	
	演習	虐待の解消と本人の自立支援及び養護者支援	8		講義	障害者虐待事案から学ぶ	8	
	講義 <sup>※</sup>	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応	19		虐待防止マネージャー養成研修	講義	身体拘束・行動制限を廃止するための取り組み	5
	演習 <sup>※</sup>	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応	17			講義	虐待防止の体制づくり①②	11
	講義 <sup>※</sup>	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応	4	講義		虐待防止マネージャーの役割	20	
	演習 <sup>※</sup>	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応	2	演習		虐待事案が起きた場合の対応	19	
	講義	警察・労働局との連携	9	講義		虐待防止の内部研修の実施方法	12	
	講義	使用者虐待における通報届出後の対応	7	演習		伝達研修用冊子の使用方法	7	
			講義	就労系事業所における使用者虐待の発見と対応方法		4		
			講義	障害者虐待事案から学ぶ		10		

※ ひとつの内容を複数のコースで実施している場合もあるため、件数＝実施都道府県数とはなっていない。

※ 同じカリキュラム名のためどちらの内容で実施しているかは不明。演習・講義それぞれ 2 コマ設定してあった場合に限り、

下段の講義・演習もカウントしているため上段の数値が多くなっている。

## 9. 平成 26 年度都道府県研修カリキュラムの構成について

都道府県研修にどれくらい、国のカリキュラムを組み込んでいるかを割合で示したのが表 10 である。5 割以上組み込んでいる都道府県が 8 割弱となっており、概ね国研修に準じながら開催されているようである。なお、集計に当たっては、講義の詳細な資料の確認までには及んでおらず、カリキュラムのタイトルで整理したため、独自のカリキュラムとして整理したものの中に、内容的には国のカリキュラムと同様のものが含まれている可能性もあることを踏まえた上で、参考にしていただければと思う。

都道府県独自に組み込んでいるカリキュラムは表 11 の通りであった。主な内容としては、「障害者権利条約」、「強度行動障害」、「具体的な対応に関わる演習」、「虐待事例」などとなっていた。

表 10 都道府県研修における国研修カリキュラム組み込み状況

組み込んでいる割合	都道府県の数と割合
70%以上	20 (50.6%)
70%未満-50%以上	11 (27.5%)
50%未満-30%以上	7 (17.5%)
30%未満	3 ( 8.6%)

表 11 都道府県独自の研究カリキュラム（平成 26 年度）

都道府県	共通
青森県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者の権利、利益擁護</li> <li>● 「心の輪を広げる体験作文」県知事表彰・最優秀作文表彰・朗読</li> <li>● 講演「統合失調症がやってきた」</li> </ul>
福島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 講演「障がい者虐待防止の推進について」</li> </ul>
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者虐待の現場から</li> </ul>
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 養護者による虐待防止</li> </ul>
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 知的・発達障がい者への虐待防止のための新たなアプローチ</li> </ul>
石川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域で安心して暮らすためにー障害者虐待をなくすために今、私たちがやるべきことやれることー</li> </ul>
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者権利条約とは</li> <li>● 強度行動障害とは</li> <li>● 障害者虐待の取材現場から</li> <li>● 心を支えるー利用者の意思決定支援のためにー</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者虐待防止マニュアルの理解</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「障害者に関する条例」の制定に向けた取り組みに</li> <li>● 「障害者権利条約」がめざすインクルーシブな社会</li> <li>● 「強度行動障害」のある人の理解に向けて</li> <li>● 「強度行動障害」のある人に必要な支援を考える</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 知っておきたい聞き取りの基本と対応ー基本的な司法面接法を学ぶー</li> <li>● 司法面接演習</li> <li>● 講演「良い支援が虐待をなくす」</li> <li>● 対談「障がい者を権利の主体として支援が虐待を未然に防ぐ」</li> </ul>
島根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 強度行動障害の基本的理解</li> </ul>
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 岡山県内の障害者虐待事例</li> <li>● 虐待対応における関係機関の役割と連携</li> <li>● 障害者虐待をめぐる新たな取り組み</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者虐待防止における相談支援の関わりと責務</li> </ul>
広島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政説明</li> <li>● 平成 26 年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修（国研修）報告</li> </ul>
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待・人権侵害を起こさない施設環境とは</li> </ul>
香川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者虐待への対応について</li> <li>● 障害者虐待防止の取り組みを進めよう</li> </ul>
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者虐待の予防と早期発見・対応について</li> <li>● 知的障害者の特性について</li> <li>● 司法面接</li> </ul>
高知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援現場における虐待防止の取り組みを進めよう</li> </ul>
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 強度行動障害と虐待について</li> </ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待が起こる直接的要因・間接的要因</li> <li>● 虐待発生直後の対応、虐待対応の初期対応</li> </ul>
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事例発表 法人/事業所における障害者虐待防止のための取り組み</li> </ul>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者虐待対応への連携の実際</li> <li>● マスコミからみた虐待防止</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待防止の実際 権利条約時代になすべきことは</li> </ul>
都道府県・市町村虐待防止担当職員研修	
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰のための、何のための虐待防止法なのか</li> </ul>
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【演習】養護者による障害者虐待について</li> </ul>
山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事例の検証・分析</li> </ul>
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町の役割</li> </ul>
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【演習】コアメンバーによる対応方針の協議、個別ケース会議や対応方針について検討を行う</li> </ul>
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法に基づく対応</li> <li>● 事実確認・立ち入り調査について</li> </ul>
長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【演習】グループディスカッション</li> </ul>
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者虐待対応における相談窓口職員の役割</li> <li>● 【演習】相談窓口職員の通報受付の対応方法</li> <li>● 障害者虐待防止のためのネットワークづくり</li> <li>● 【演習】個別ケース会議を通じてのネットワーク構築</li> </ul>
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 帳票集を用いた障害者虐待防止の対応</li> <li>● 権利擁護と成年後見制度</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【演習】虐待認定と虐待者（養護者）への接触（告知）方法について</li> <li>● 【演習】被虐待者に対する具体的な支援方法について</li> <li>● 【演習】困難事案の支援体制に係る情報交換・仕組みの検討等について</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者虐待防止法の理解及び市町村の法的責務</li> <li>● 障がい者虐待対応における市町村の責務について</li> <li>● 【講義・演習】体験した事実をききとること</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職場における虐待リスクと、市町村に通報があった際の対応</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総社市権利擁護センター「しえん」の取組</li> <li>● 虐待通報受理後の対応のながれ</li> <li>● 圏域別情報交換</li> </ul>
広島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通報後の対応について</li> </ul>
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【演習】障がい者虐待における自治体の取組・対応方法</li> </ul>
高知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 知的障害者・精神障害者の特性について</li> </ul>

福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【演習】初動期の対応（相談・通報・届出）</li> <li>● 【演習】初動期の対応（コアメンバー会議）</li> <li>● 【演習】虐待対応のための支援計画</li> <li>● 【演習】虐待対応終結までの流れ</li> </ul>
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グループワーク</li> </ul>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政の役割と対応</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【事例報告】沖縄市障がい福祉課の取り組み</li> </ul>
<b>障害福祉施設等設置者・管理者研修</b>	
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 強度行動障がいへの対応について</li> </ul>
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【演習】持ち寄った各事業所での取組や事例等を中心に討議を行う</li> </ul>
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 知的・発達障がい者への虐待防止他のための新たなアプローチ</li> <li>● 障害者福祉施設等における取組について</li> <li>● グループ演習等</li> </ul>
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● セルフアドボカシーを学ぶ</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい福祉サービス事業所等のガバナンス</li> <li>● 良い施設環境は良い支援者を育てる</li> <li>● 【演習】職場で取り組みたい事柄の検討</li> <li>● 障がい者の特性を理解し、現場の支援力を高める職員育成</li> <li>● 職員養成とスーパービジョン</li> <li>● 【演習】職場での取り組み状況について</li> </ul>
香川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【演習】職員や職員集団の行為・対応を考察する</li> </ul>
高知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【講義・演習】虐待の背景を知るために1・2</li> <li>● 夢を語れる組織経営</li> <li>● 【演習】ディープレモクラシー</li> <li>● 【演習】組織の体制を考える</li> </ul>
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者福祉施設等における虐待とその対応について</li> <li>● グループワーク</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者の権利擁護の実際と求められる支援の視点とガバナンス</li> </ul>
<b>虐待防止マネージャー養成研修</b>	
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持ち寄った各事業所での取組や事例等を中心に討議を行う</li> </ul>
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 知的・発達障がい者への虐待防止のための新たなアプローチ</li> <li>● 障害者福祉施設等における取組について</li> <li>● 本人中心の支援について グループ演習等</li> <li>● 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待事例によるグループ演習</li> </ul>
<b>障害者福祉施設等共通研修（管理者含む）</b>	
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メンタルヘルス</li> <li>● 行動障害と身体拘束</li> <li>● 行動障害の理解と具体的支援の方法</li> <li>● 管理職研修</li> </ul>
石川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【演習】虐待につながる不適切な支援に気づく</li> </ul>
長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【報告】障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の報告</li> <li>● 【演習】事例に基づいたグループワーク</li> </ul>
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 権利擁護と成年後見制度</li> <li>● 強度行動障害について</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【演習】日常支援の検証に基づく、具体的な改善策の検討について</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【演習】自事業所の振り返り、及び他事業所との現状と課題の共有に基づく、虐待防止の体制についての検証と今後の取組の検討について</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待の芽を見逃さない視点</li> </ul>
<b>障害者福祉施設研修</b>	
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【演習】虐待防止の取り組みについて検討を行う</li> </ul>
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人間力を高めるために</li> <li>● 生きがいや成果のためのチームビルディングとは</li> <li>● 周りの人々を認めるためのストロークとは</li> <li>● 職員の育成のために</li> </ul>
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待防止チェックシートの実践</li> </ul>
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【演習】疑義のある支援事例を用いた事例検討</li> </ul>
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者虐待防止と私たちの仕事</li> </ul>
<b>相談支援事業所研修</b>	
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待が発生した際の対応スキームについて</li> <li>● 虐待対応ケース会議について</li> <li>● 【演習】虐待対応のための支援計画の作成</li> <li>● 虐待防止のための地域づくり</li> <li>● 【演習】虐待対応の終結と虐待防止のための地域づくり</li> </ul>
<b>使用者研修</b>	
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 使用者虐待の防止と職場環境づくり</li> </ul>

## 10. 都道府県研修の課題と工夫している点

都道府県研修の主な課題としては、「講師の調整・確保が難しい」「受講が低調な層（市町村職員や一部の施設職員）が一定数いる」といったことがあげられていた（表12）。市町村職員の参加が低調であることは表7でも確認したところである。そんな中、千葉県、埼玉県、大阪府、鳥取県においては、100名を超える市町村職員を集めている。集まらない都道府県においてその要因は何なのか、日程なのか、職員体制なのか、アクセスなのか、内容なのか、虐待防止を担当している者を対象としているが故に、その要因について丁寧に検証し、早急に受講率の向上を図る必要がある。

主な工夫点としては、都道府県研修の案内の方法や未受講の施設等へのアプローチ、さらには事業所で伝達研修が行われるような仕組みづくりを行っているなどがあった（表13）。また、宮崎

県では県の条例において、指定障害福祉サービス事業所等の管理者又は従業者に対して定期的に（2～3年に1回以上）、障害者虐待防止・権利擁護研修を受講させることを義務付けていたほか、千葉県では、市町村職員向け研修において、対応する職員の異動等により、虐待対応が途切れないよう、初動対応を中心にした基礎研修を年度前半に、実践を踏まえ年度後半に現任研修として二段構えで実施しており、研修を効果的に実施するための取り組みがなされていた。

今回の調査を通し、都道府県によっては、研修で学んだことを現場に持ち帰り活かしてもらえようような工夫や、参加が低調な一定層に対するアプローチ、さらには、異動による質の低下を防ぐための対策を懸命に取り組んでいる都道府県があることが分かった。今後はこうした情報を、多くの都道府県で共有できるような仕組みづくりや機会の設定が求められよう。

表12 研修の課題

・研修がそれぞれの持ち場に帰り活かされるよう、フォローアップが必要
・市町村職員向け研修の参加率が低い
・講師の確保
・施設管理者の参加が少ない ・国の研修後に開催するため、外部講師の依頼時、スケジュール調整が難しい
・開催日が限られている為、受講できない方もいる。参加できなかった事業所等への研修内容の周知が課題
・未だに未受講の施設がある
・現状、県の直営で複数回研修を開催している。研修の委託となると、高度な内容を理解し、適切に企画、実施できる団体が少なく、限られた団体の応募しか望めない。そのため、県の研修に対する意図や希望が委託先に十分に伝わらないこともあった。しかし、研修を直営とすると業務量としての負担が大きく、今後は大規模に委託するか検討が必要である
・ヘルパー事業所など小規模事業所の参加が少ない（申し込みがあっても市町村の推薦優先順位が低い）
・国研修で行われている当事者による講義を、県研修においてどのように伝達すべきか苦慮している ・参加者は年々増えているが、これまでに一度も参加していない事業所や市町村もあるため、どう啓発していくかが課題
・8・9月に国研修が開催されると、他の研修開催等もあり、県研修の開催が雪の多い時期になってしまう
・国研修で実施している「当事者の声」について適切な講師がいない
・日程及び講師、会場の確保が難しい ・国研修と同じボリュームの研修の実施は、日程の関係上難しい（1泊2日は地理的都合上難しい為、研修内容を圧縮せざるを得ない）
・障害のある方を支援する者としての社会的役割を考えさせる講義となるよう、研修プログラムを再構築している
・市町村職員の参加人数の差がある（規模の小さい市町村の場合、担当者が複数業務を抱え、多忙な為、研修の受講が難しい） ・講師のなり手が不足している ・事業者向け研修は対象事業所が多い為、研修規模が大きくなり、特に演習は効果的にするためえ、複数回に分けて実施しており、研修運営の負担が大きくなる ・市町村向け研修では、市町村の虐待対応の体制にも違いがあるが、府内のどの市町村においても同様に適切な対応ができるよう実践的な研修内容とすることが課題
・分野別講師の選定
・研修参加事業所の向上 ・事業所に対する研修参加への意識付け
・委託事業における障害者福祉施設等の管理者・職員等の参加者数が県下の施設等の数に比べ、まだまだ少ない
・行為の類型を提示した上で、このような行為は虐待にあたり、このような行為は虐待にあたらぬという説明を行ってほしいという要望が強いが、障害者虐待についてこのような分類、分析は困難である
・国研修を再現する場合の人材の確保（特に、専門職による講義と当事者の声のコマ）
・毎年度、継続的に受講している事業所、市町と受講がない事業所、市町に分かれている。 ・受講が低調な事業所、市町への受講促進の働きかけが課題
・予算（使用料）のカットに伴い、会場を確保することが厳しくなっている ・国研修の受講者（講師）の人選に苦労している

・研修内容が現場のニーズや実態に合ったものとなっているかを把握する必要があると考えている(研修終了後のアンケートを実施等)
・研修内容を実践に活かしやすい効果的なものとなるように工夫する必要がある
・予算的に厳しい為、受講希望者全員が受講できない状況
・研修事業を受託できる業者が少なく、企画コンペをしても1社のみ
・県内において、講師でできる方や事例に限られ、人選や内容調整にかなりの労力がかかる

表 13 工夫している点

・前年度、虐待認定事業所に、事業所向け研修を受けてもらえるよう工夫している
・従事者向けは、初級、中級、応用と3コースに分け、段階を追って受講できるようにしている
・施設管理者が一度も受講していない場合は、電話で受講をお願いしている
・受講した施設は、施設に掲示できるよう受講証明書を発行している
・県の施設指導や虐待防止研修等にて、管理者の責務および管理者の積極的な研修出席等について周知を図る。また、今後は、伝達研修の実績報告を事業所に求めることを考えている
・虐待防止の地域リーダを養成する研修の為、受講希望者は市町村の推薦を受けることとしている
・研修効果を高めるため、少人数のグループワークによる演習を取り入れている
・研修の演習で使用した施設内研修資料を県 HP に掲載し、各施設において伝達研修で利用するよう促している
・より多くの事業所からの参加を促すため、平成 26 年度から地域自立支援協議会の権利擁護部会に協力を依頼
・管理者の受講を徹底する為の工夫伝達研修の実施を都道府県に報告するための工夫
・具体的には、障害者虐待が起きた場合の対応に係る講義・演習を充実させるなど、より実践的な講義とした
・支援者が自分の仕事に誇りや生きがいを持って仕事を楽しむことができるよう、講義の中でメンタルトレーニングに係る研修を実施している
・平成 26 年度から施設設置者・管理者・従事者向けに、強度行動障害に関わるプログラムを盛り込んだ
・委託先から事業所に FAX でも開催要綱を送り、事業所職員の研修参加を促すことにしている
・事業所コースでは、自分の営業所の取組みを振り返る事前課題に取り組んでいただき、受講の効果が高まるよう工夫している
・事業者職員向けの研修では、事例演習において実際に考える場面を入れること、またチェックリストなど、施設に持ち帰ってすぐ活用できる題材を取り入れるようにしている
・市町村職員向け研修では、対応する職員の異動等により、虐待対応が途切れないよう、初動対応を中心にした基礎研修を年度前半に、実践を踏まえ年度後半に現任研修として二段構えで実施している
・受講生が具体的なイメージしやすいよう、各講師の事業所での取組みを交えながら話す
・案内を HP に掲載する他、各事業所にメール等でお知らせしている。
・研修の実施にあたり、委託先である社会福祉士会との事前打合せを綿密に行い、専門的立場からの知見を研修内容に反映させる
・これまで一度も受講していない法人をリストアップし、受講を推奨している
・伝達研修の実施報告を文書によりするよう依頼し、提出のない事業所には督促をしている
・管理者の受講状況をチェックし、開催要項を送付する際、未受講の事業所には参加を促す文書を別紙として同封
・研修開催にあたり、研修の企画会議を行い、内容、講師の選定などを行っている
・障害者虐待の早期発見につなげる為に、障害者支援計画作成に携わる相談支援事業所職員を研修受講の対象としている



<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修開催については、郵送及びメールリストで通知するほか、障がい福祉ホームページに掲載し、周知している</li> <li>・例年、申込者が定員を超過しており、過去に未受講の方を優先して受講決定をしている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の条例において、指定障害福祉サービス事業所等の管理者又は従業者に対して定期的に（2～3年に1回以上）、障がい者虐待防止、権利擁護研修を受講させることを義務付けている</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・修了証の発行</li> </ul>

#### D. まとめ

平成 24 年度に障害者虐待防止法が施行されると共に始まった障害者虐待防止・権利擁護研修は、平成 27 年度で 4 年目を迎えた。毎年、国研修は厚生労働省が実施団体を募集し、応募申請があった団体の企画書を内部 3 人・外部 3 人の評価委員が評価を行い、最も評価の高かった団体に研修が委託されている。平成 24 年度は公益社団法人日本社会福祉士会、平成 25 年度は全国手をつなぐ育成連合会、平成 26 年度は公益社団法人日本社会福祉士会、平成 27 年度は公益社団法人日本発達障害連盟が委託を受け開催している。そして、国研修を参考に都道府県研修が全国的に行われ、その参加者数は平成 26 年度だけでも延べ 2 万人弱となっていた。

平成 26 年度に開催された都道府県研修は、開催期間、開催回数、コースの設定、カリキュラムは国研修に準じつつも都道府県ごとに少しずつ異なっていた。具体的には、研修が虐待の予防に繋がるよう、また虐待が疑われるような事案が発生した場合に適切な対応が迅速に取られるよう、研修の企画を練り開催している都道府県や、受講者名簿を管理し、どの事業所ないし市町村が受講しているかを把握しながら、参加していない事業所等に対し参加を促している都道府県、多くの意識・関心・目を向けてもらえるよう専門職だけでなく、一般県民をも受講の対象としている都道府県等、今後の研修の企画を検討する上で有意義な情報となっていた。

今後は、引き続き国研修でモデルを提示しつつも、全国で開催されている研修の詳細について、情報を共有する機会の必要性を感じると共に、現場等でどのように伝達研修が実施されているのか、

また実践にどう研修が反映されているのか、さらには虐待件数や対応の変化等について検証しつつ、研修の企画を検討していくことも重要となってくる。

#### E. 参考文献

- 1) 阿萬哲也：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室，平成 25 年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修資料，<http://zen-iku.jp/info/government/620.html>，(2013)。
- 2) 竹林経治：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室，平成 26 年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修資料，[https://www.jacsw.or.jp/08\\_iinkai/kenri/files/h26\\_shyogaisya\\_gyakutai/h26\\_shyogaishya\\_gyakutai\\_shiryō.html](https://www.jacsw.or.jp/08_iinkai/kenri/files/h26_shyogaisya_gyakutai/h26_shyogaishya_gyakutai_shiryō.html)

#### F. 注

1. 厚生労働省が、障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の実施団体を募集し、応募申請があった団体の企画書を評価委員（内部 3 人・外部 3 人）が評価を行い、最も評価が高かった団体に研修を委託し実施。平成 24 年度は公益社団法人日本社会福祉士会、平成 25 年度は全国手をつなぐ育成連合会、平成 26 年度は公益社団法人日本社会福祉士会、平成 27 年度は公益社団法人日本発達障害連盟が委託を受け開催している。

(資料 1)

調査票【郵送調査】

1. 平成 25 年度、平成 26 年度、平成 27 年度（予定含む）に貴都道府県及び貴市が開催した「障害者虐待防止・権利擁護研修」（地域生活支援事業の障害者虐待防止対策支援）について、開催した研修ごとにご記入ください。回答欄が足りない場合はお手数ですが、本紙をコピーしてご回答ください。なお、下記の調査項目に記入しづらい場合は、開催した研修の内容が分かる要綱等をご送付いただければ、本調査票のご記入は不要です。




(1) 平成 25 年度に開催した研修について

No	開催日	委託の有無及び委託先	対象者	参加者数	要綱・資料の添付
例	12月10日 12月11日	委託なし 委託あり (〇〇県社会福祉協議会)	1. 特に定めなし 2. 市町村虐待防止担当職員 3. 障害者福祉施設等設置者・管理者 4. 虐待防止マネジャー 5. その他( )	100 人	✓
1		委託なし 委託あり ( )	1. 特に定めなし 2. 市町村虐待防止担当職員 3. 障害者福祉施設等設置者・管理者 4. 虐待防止マネジャー 5. その他( )	人	▽
2		委託なし 委託あり ( )	1. 特に定めなし 2. 市町村虐待防止担当職員 3. 障害者福祉施設等設置者・管理者 4. 虐待防止マネジャー 5. その他( )	人	▽
3		委託なし 委託あり ( )	1. 特に定めなし 2. 市町村虐待防止担当職員 3. 障害者福祉施設等設置者・管理者 4. 虐待防止マネジャー 5. その他( )	人	▽

(2) 平成 26 年度に開催した研修について

No	開催日	委託の有無及び委託先	対象者	参加者数	要綱・資料の添付
1		委託なし 委託あり ( )	1. 特に定めなし 2. 市町村虐待防止担当職員 3. 障害者福祉施設等設置者・管理者 4. 虐待防止マネジャー 5. その他( )	人	▽
2		委託なし 委託あり ( )	1. 特に定めなし 2. 市町村虐待防止担当職員 3. 障害者福祉施設等設置者・管理者 4. 虐待防止マネジャー 5. その他( )	人	▽
3		委託なし 委託あり ( )	1. 特に定めなし 2. 市町村虐待防止担当職員 3. 障害者福祉施設等設置者・管理者 4. 虐待防止マネジャー 5. その他( )	人	▽

(3) 平成 27 年度に開催した研修（予定含む）について

No	開催日	委託の有無及び委託先	対象者	参加者数	要綱・資料の添付
1		委託なし 委託あり ( )	1. 特に定めなし 2. 市町村虐待防止担当職員 3. 障害者福祉施設等設置者・管理者 4. 虐待防止マネジャー 5. その他 ( )	人	
2		委託なし 委託あり ( )	1. 特に定めなし 2. 市町村虐待防止担当職員 3. 障害者福祉施設等設置者・管理者 4. 虐待防止マネジャー 5. その他 ( )	人	
3		委託なし 委託あり ( )	1. 特に定めなし 2. 市町村虐待防止担当職員 3. 障害者福祉施設等設置者・管理者 4. 虐待防止マネジャー 5. その他 ( )	人	

2. 「障害者虐待防止・権利擁護研修」を開催するにあたり、貴都道府県及び貴市において工夫している点がありましたら、お教えてください。

○管理者の受講を徹底するための工夫、伝達研修の実施を都道府県に報告するための工夫等

3. 「障害者虐待防止・権利擁護研修を開催するにあたり、貴都道府県及び貴市における課題について、お教えてください。

■ 調査票の内容について確認させていただく場合があります。連絡先をお知らせください。

都道府県名	都 道 府 県	部 課 係 名	部	課	係
記入者氏名		電話番号	TEL :	(内線 :	)
メー ル	E-Mail		@		

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

同封の封筒に本紙、問1にてご回答いただいた研修の開催要綱及び参加者への配布資料を封入の上、着払用紙に必要事項をご記入いただき、ご返送ください。

## 相談機関における障害者虐待の認知状況

— 3年間の往復はがき調査結果の比較から —

相談機関における障害者虐待の認知状況  
－ 3 年間の往復はがき調査結果の比較から －

分担研究者 志賀 利一<sup>1)</sup>

研究協力者 相馬大祐<sup>1)</sup> 村岡 美幸<sup>1)</sup> 信原和典<sup>1)</sup>

1) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

【研究要旨】

相談支援事業所および障害者就業・生活支援センターにおける 2015 年度の虐待（疑いを含む）事例の認知状況を把握し、同様の手法で把握した 2012 年度及び 2013 年度の件数と比較した。その結果、2014 年度の各相談機関における認知件数は 2013 年度の結果と同様に、2012 年度の結果に比べて増加した。一方、認知件数が 0 件の事業所の割合は、平成 24 年度、25 年度の結果より減少傾向にあったが、全体の 6 割前後を占め、事業所単位での虐待対応のノウハウの蓄積が課題として指摘できる。

A. 研究目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」）が 2012 年 10 月に施行され、障害者虐待が定義された。また、法施行により、虐待に関わる通報が義務化され、通報の窓口として市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターが設置された。それぞれのセンターにおける虐待の通報・相談件数等は厚生労働省により 2012 年度下半期から報告されており、最新の 2014 年度の通報・相談件数は、養護者による虐待が 4,458 件、障害者福祉施設従事者等による虐待が 1,746 件、使用者による虐待が 1,276 件であった。

しかし、虐待防止センター及び権利擁護センターへの通報・相談に至っていない事例も想定される。そのため、報告者たちは 2013 年より障害者相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターへの調査を実施し、障害者虐待事例の認知状況の把握を試みた。本報告はこれらの結果をまとめ、経年変化の把握を試みるとともに、上記の虐待防止センター及び権利擁護センターの実績の経年変化と比較し、障害者虐待の通報システムの課題について考察することを目的にする。

B. 研究方法

全国の障害者相談支援事業所（一般相談）2,617 ヶ所及び障害者就業・生活支援センター325 ヶ所を対象にした。2014 年 10 月 5 日から 26 日を調査期間として、郵送により調査票を配布・回収した。1,702 事業所から回答があり、回収率は 59.1%であった。調査項目は変更せず、前年度の障害（児）者虐待認知状況、認知状況の内訳（年齢、相談者、障害種別、虐待の種類、虐待者）、通報・届出件数についての回答を求めた。

なお、本稿で比較している 2013 年度調査は 2012 年度、2014 年度調査は 2013 年度の認知状況の回答結果である。その他の各調査の対象数、回収率等は下記の表 1 のとおりである。

表 1 3 年間の調査概要

	対象数	回収率
2012 年度調査	相談支援事業所 3,066 就業・生活支援センター317	45.7%
2013 年度調査	相談支援事業所 2,681 就業・生活支援センター323	57.3%
2014 年度調査	相談支援事業所 2,617 就業・生活支援センター325	59.1%

## C. 結果

### 1. 虐待認知件数の年次推移

本調査及び2013年度調査、2014年度調査結果をもとに、相談機関別の虐待認知件数（疑いの事例及び障害者虐待防止センターとしての相談件数を含む、以下同じ）の年次推移を表2に示した。

相談支援事業所においては、2012年度（上半期・下半期を合わせた通年）の1事業所あたりの虐待認知件数は0.85件であり、2013年度は1.36件と増加傾向にあった。2014年度は1.32件と2013年度と同様の傾向が継続している。

次に、障害者就業生活支援センターについては、2012年度と2013年度は1事業所あたりの認知件数に大きな相違はうかがえなかった。しかし、2014年度においては、1事業所あたり1.06件と増加傾向にあることが確認できる。

表2 相談機関別の虐待認知件数の年次推移

		2012年度		2013年度	2014年度
		上半期	下半期		
相談支援事業所	回答事業所数	1,254	1,304	1,524	1,518
	認知件数合計	641	1,130	2,073	2,011
	1事業所あたり	0.51	0.87	1.36	1.32
	(最小-最大)	(0-17)	(0-47)	(0-62)	(0-63)
障害者就業・生活支援センター	回答事業所数	155	159	194	184
	認知件数合計	77	134	174	204
	1事業所あたり	0.50	0.84	0.89	1.06
	(最小-最大)	(0-6)	(0-8)	(0-11)	(0-13)

一方、虐待認知件数0件の事業所は2014年度において、59.6%と多くの割合を占めていた。過去の調査結果と比較すると、2012年度下半期には63.7%であったのが、2013年度には61.1%と虐待認知件数0件の事業所の割合自体は減少傾向にあった。しかし、約6割の事業所が虐待の認知をしておらず、虐待対応についても経験のない事業所が多いと推測される。

表3 虐待認知件数ごとの事業所数

認知件数	2012年度下半期		2013年度		2014年度	
	事業所数	%	事業所数	%	事業所数	%
0件	929	63.7	1,040	61.1	1,014	59.6
1件	262	18	268	15.7	282	16.6
2件	147	10.1	161	9.5	166	9.8
3件以上	121	8.3	249	14.6	243	14.3

### 2. 認知している虐待の内訳

次に、相談機関が認知している虐待の内訳について、事業種別ごとに示した（表3）。過去の調査結果と比較した結果、同様の傾向がうかがえた。

まず、相談支援事業所が認知している虐待の特徴は以下のとおりである。

- 被虐待者の年齢は40-64歳が最も多いが、19-39歳も同じぐらいの割合を占めている。
- 被虐待者の障害種別は「知的障害」が50%を占める
- 相談者の約半数を「関係機関」が占めている
- 虐待者は「養護者」が最も多い
- 虐待の種類は「身体的虐待」が最も多く、「心理的虐待」「ネグレクト」と続く

次に、障害者就業・生活支援センターが認知している虐待の特徴は以下のとおりである。

- 被虐待者の年齢は「19-39歳」が多く、6割を超えている
- 被虐待者の障害種別は「知的障害」が多く、7割を超えている
- 相談者は「本人」が最も多いが、次いで「関係機関」も多い傾向にある
- 虐待者は「養護者」が多いが、使用者も約4割を占めている。
- 虐待の種類では、「身体的虐待」「心理的虐待」が多く、次いで「経済的虐待」が多い傾向にある

### 3. 障害者虐待防止法に基づく通報・届出

最後に、認知件数ならびに通報・届出件数の両方に回答のあった事業所を対象に、認知件数に対する通報・届出件数の占める割合を算出したところ、2013年度と同様な結果がうかがえた。

2014年度における相談支援事業所における通報・届出件数は計691件で、有効な認知件数（1,995件）に占める割合は35.3%であった。一方、障害者就業・生活支援センターにおける件数は計52件であり、認知件数（204件）に占める割合は25.5%であった。

表4 相談機関別の認知している虐待の内訳

【相談支援事業所】		2012年度下半期		2013年度		2014年度	
項目	内訳	件数	%	件数	%	件数	%
年齢	未就学児	69	7.3	112	6.2	122	7.1
	6-18歳	193	20.4	274	15.2	303	17.6
	19-39歳	318	33.5	648	36.1	602	34.9
	40-64歳	336	35.4	681	37.9	641	37.2
	65歳以上	32	3.4	82	4.6	49	2.8
障害種別	身体障害	166	15.6	261	14.3	234	12.6
	知的障害	688	64.5	942	51.6	984	53.0
	精神障害	260	24.4	451	24.7	432	23.3
	発達障害	96	9.0	163	8.9	188	10.1
	その他	44	4.1	68	3.7	80	4.3
相談者	本人	280	26.7	522	28.6	460	25.5
	家族	147	14.0	228	12.5	195	10.8
	関係機関	672	64.0	918	50.3	935	51.8
	その他	104	9.9	230	12.6	246	13.6
虐待者	養護者	950	89.0	1285	73.4	1,333	74.8
	施設等従事者	102	9.6	217	12.4	207	11.6
	使用者	38	3.6	58	3.3	72	4.0
	その他	114	10.7	215	12.3	197	11.1
虐待の種類	身体的虐待	428	40.5	664	36.1	704	37.8
	ネグレクト	293	27.7	411	22.4	417	22.4
	心理的虐待	279	26.4	464	25.2	431	23.1
	性的虐待	63	6.0	66	3.6	82	4.4
	経済的虐待	272	25.8	385	20.9	355	19.1
	その他	28	2.7	69	3.8	75	4.0

【障害者就業・生活支援センター】		2012年度下半期		2013年度		2014年度	
項目	内訳	件数	%	件数	%	件数	%
年齢	未就学児	0	0.0	2	1.3	0	0.0
	6-18歳	6	5.3	9	5.7	9	4.7
	19-39歳	81	71.7	106	67.1	127	65.8
	40-64歳	26	23.0	39	24.7	48	24.9
	65歳以上	0	0.0	2	1.3	1	0.5
障害種別	身体障害	7	5.3	10	6.5	16	8.3
	知的障害	125	95.4	112	72.3	147	76.6
	精神障害	15	11.5	25	16.1	26	13.5
	発達障害	4	3.1	6	3.9	7	3.6
	その他	2	1.5	4	2.6	2	1.0
相談者	本人	61	49.6	78	51.0	87	46.3
	家族	19	15.4	23	15.0	22	11.7
	関係機関	34	27.6	42	27.5	62	33.0
	その他	23	18.7	10	6.5	24	12.8
虐待者	養護者	67	50.8	77	50.0	93	47.7
	施設等従事者	10	7.6	8	5.2	7	3.6
	使用者	57	43.2	56	36.4	77	39.5
	その他	17	12.9	14	9.1	25	12.8
虐待の種類	身体的虐待	37	28.2	45	28.3	57	30.3
	ネグレクト	12	9.2	17	10.7	18	9.6
	心理的虐待	48	36.6	46	28.9	57	30.3
	性的虐待	8	6.1	8	5.0	22	11.7
	経済的虐待	51	38.9	52	32.7	48	25.5
	その他	11	8.4	3	1.9	5	2.7

#### D. 考察

1 事業所あたりの認知件数の推移をみると、どちらの相談機関においても2012年度からの増加が確認できた。また、虐待認定件数0件の事業所は減少傾向にあり、障害者虐待防止法の施行の影響がうかがえた。

この他に、相談支援事業所における通報率（認知件数に対する通報・届出件数の割合）が、2013年度とほぼ同じ割合であった。2012年度調査と2013年度調査では10%程度減少していたが、2014年度は2013年度とほぼ変わらない傾向にあった。認知件数のうち、通報・届出していない件数がある要因としては、自治体から要請を受けて支援が開始されていること、虐待の判断後の介入期から関わり始める事業所の存在等があげられる（大村他2014；五味他2015）。

#### E. 結論

各相談機関における認知件数は2012年度と比べて増加傾向にあるが、認知件数が0件の事業所が6割前後にあることに変化はなく、虐待対応のノウハウの蓄積が課題である。そのため、都道府県における障害者虐待の研修の充実や地域自立支援協議会に

おける事例検討会の開催等、どのようにノウハウを蓄積できるかを地域の中で検討することが求められる。

#### F. 引用文献

- 1) 大村美保・志賀利一・相馬大祐・五味洋一：相談機関における障害者虐待の支援実態に関する研究—相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターに対する調査から—（2014）。
- 2) 五味洋一・志賀利一・大村美保・相馬大祐：相談機関における障害者虐待の認知状況（その1）—平成25～26年度往復はがき調査結果の比較を中心に—（2015）。



(資料 2)

調査票【はがき調査】

資料：往復はがき調査票（送信面）

3 7 0 0 8 6 5

群馬県高崎市寺尾町 2120-2

独立行政法人  
国立重度知的障害者総合施設  
のぞみの園 研究部研究課 行

【平成 27 年度厚生労働科学研究】  
「障害者虐待の認知状況及び業務実態に関する調査」  
への協力のお願い

謹啓 初秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当法人では、厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）を受けて、障害者虐待防止及び養護者・被虐待者の支援の在り方に関する研究を平成 25 年度から 3 年間の予定で実施しています。

このはがき調査では、相談支援事業所および就業・生活支援センターにおける、障害者虐待の認知状況、及び障害者虐待防止法にかかる業務実態をお尋ねしたいと思います。ご多忙とは存じますがご協力いただきますようお願い申し上げます。

お手数ですが、返信用はがきは **10 月 26 日迄**にご投函くださいますようお願いいたします。

謹白

(本件に関するお問い合わせ先)

独立行政法人  
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
研究部研究課 相馬

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町 2120-2  
☎ 027-320-1400 FAX 027-320-1391  
E-mail soma-da@nozomi.go.jp

資料：往復はがき調査票（往信面）

**障害者虐待の認知状況および業務実態に関する調査**

\* 被虐待者が障害(児)者であるものについてお答えください。  
\* この調査は、通報の義務を果たしたかどうかを問題にするものではなく、相談機関における虐待ケースへの対応の実態を把握するためのものです  
\* 「認知件数」は、通報に至った件数だけでなく、貴事業所が「もしかしたら虐待かもしれない」と感じたものも含めて計上してください。  
\* 件数がない場合は「0 (ゼロ)」、不明の場合は「不明」とご記入ください。

1. 該当する項目にチェックをつけてください。

(1) 事業所の種類：  相談支援事業所  就業・生活支援センター  
(2) 虐待防止センターの委託：  委託あり  委託なし

2. 平成 26 年度の障害(児)者虐待の認知状況 (実数)

		※左記の件数に虐待防止センターとしての相談件数を <input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない					
		件	6～18歳	19～39歳	40～64歳	65歳以上	不明
内訳	年齢	未就学児	人	人	人	人	人
	誰からの相談	本人	人	人	行政・事業所等	その他	人
	主な障害の種類	身体	知的	精神	発達	その他	人
	虐待の種類	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	その他
虐待をした者	養護者	施設従業員等	雇用事業主等	その他	人	人	

3. 平成 26 年度の通報・届け出状況 (実数)

件数 ※上記の認知件数のうち、貴事業所から障害者虐待防止法に基づき通報・届け出を行なった件数を記入してください。

事業所名 \_\_\_\_\_

ご住所 〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ ご担当者名 \_\_\_\_\_

【宛名欄】

情報保護シールの位置

※実績に関する回答を隠すのにお使いください。

## 【資料】平成 28 年度障害者虐待防止を考える研究セミナーの開催について

2012 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、障害者虐待防止法）が施行され、3 年半が経過した。しかし、障害者虐待の報道は後を絶たないのが現状である。このような現状において、のぞみの園では 2013 年より厚生労働科学研究費を受け、障害者虐待の事例を収集するとともに、実際に虐待事例の支援を行った機関や、虐待案件が発生し、それに対応した事業所を訪問して、聞き取り調査等を実施してきた。これらの研究成果を共有すること、障害者虐待防止法施行後 3 年経ったいま、見えてきた現状と課題について整理することを目的に研究セミナーを 1 月 12 日、東京にて開催した。このセミナーは厚生労働科学研究費の事業の一環として行い、当日は 89 名が参加した。以下、当日のプログラムと、分担研究者報告の内容を中心に、紹介する。

### ■研究セミナーのプログラム

研究セミナーは 3 部構成で行った。まず、虐待防止専門官の曾根直樹氏より厚生労働省にて把握している相談・通報件数及び虐待判断件数等の紹介とともに、全国的に起きている課題についてお話いただいた。次いで、のぞみの園にて実施した 3 年間の研究について、研究員より報告した。最後に、厚生労働科学研究の主任、分担研究者の 4 名によるそれぞれ異なる視点での報告後、会場の参加者と意見交換をする時間を若干設けて、終了となった。具体的なプログラムは以下のとおりである。

#### 《障害者虐待防止を考える研究セミナープログラム》

- 虐待防止法と研究に期待すること  
曾根 直樹氏（厚生労働省）
- 3 年間の調査研究の結果報告  
相馬 大祐（国立のぞみの園）
- 分担研究者報告&ディスカッション  
佐藤 彰一氏（國學院大學法科大学院）  
大塚 晃氏（上智大学）  
井上 雅彦氏（鳥取大学大学院）  
志賀 利一（国立のぞみの園）

### ■虐待防止の法的課題（佐藤氏）

佐藤彰一氏からは、まず、施設等従事者虐待はいくつかの事例から、障害者虐待防止法のスキームが機能していな

いと考えられると指摘された。具体的には、多くの施設には障害者虐待防止法が定める虐待防止委員会等が設置されているが、虐待が発生し、通報が自らされない問題が事例から確認できた。また、同時に通報されたとしても、行政側のほうで認識できない、または認識しても受理しないといった問題も確認でき、施設、行政が抱えている問題が指摘されていた。次に、これらの問題への改善方法についてだが、この点については、本人の代弁者がいないことが問題であるとし、本人の代弁者となる第三者の必要性を指摘していた。

このほかの課題としては、一般国民を対象とした虐待禁止規定（第 3 条）の虐待の定義がないこと、2 条のネグレクトの定義に障害者同士の経済的虐待が入っていないこと、障害者虐待防止センターは専門性、独立性に課題があるほか、通報を受けてからの対応であり、予防的視点が制度上弱いこと等が指摘されていた。

また、最後に最近の話題として、通報職員に対する提訴・法廷手続きの予告について専門家の視点でお話いただいた。訴訟は国民の基本的な権利ですが、むやみに訴訟することは訴権の乱用として、訴訟行為を違法行為として取り扱うことができるが、これらは通報した職員が裁判所にて対応しなければならないため、職員には非常に多くの負担が想定されるとのことだった。そのため、佐藤氏は通報システムを前提にするのであれば、訴えられた職員の応訴活動を助ける術が必要であり、真剣に考えないといけないと指摘していた。

### ■障害者虐待防止を権利擁護の立場から考える（大塚氏）

大塚晃氏からは、まず、冰山モデルで障害者虐待が考えられるのではという話があった。厚生労働省で報告されている虐待件数は氷山の一角であり、報告されていない虐待件数、つまりは水面下に着目する必要があると指摘していた。そして、権利侵害は広く捉える必要性があり、認定されていない虐待は不適切なかかわり等、広く権利が侵害されている可能性があるということだった。

次に、2 つの視点、エンパワメントとアドボカシーの視点による本人支援への必要性について話があった。エンパワメントとしては、本人向けの研修の必要性や育成会等の本人支援を全国展開していくこと、アドボカシーとしては、権利擁護支援をする第三者の登用の必要性が指摘されていた。

このように、虐待防止を含めた権利擁護のシステムの構築が必要であるとし、上記の本人支援だけでなく、相談支

援専門員を再編し、第三者性が担保されたものにする必要性と、民間、公的のどちらであっても、調査権等のある程度権限を与えた機関の必要性を指摘していた。

#### ■発達障害者時における養護者虐待へのアプローチ（井上氏）

井上雅彦氏からは、発達障害を持つ子どもへの虐待について、臨床心理という立場からの支援に関するお話をいただいた。実際に支援をしている3つの事例を紹介して、どのようなケアが必要なのかという視点であった。

それぞれの事例は虐待者が父親か母親か異なり、また支援内容も異なるが、共通する点として、支援機関や教育機関で“よくない親”というラベルを貼られており、マイナス経験をしている親が多いことをまずあげていた。次に、対応方法としては、まず親の困難感に着目するが、会ってすぐに話を聞くことは困難なため、ぼんやりとした内容を聞き、確実に来談してもらえような関係作りがまず、重要であるということだった。そして、関係性が築かれてから、どのような点に困難を感じているのか、子どもの接し方を自宅で記録してもらい、適切なかわりを学ぶといった対応をしているとのことだった。また、支援体制としては、支援機関が抱え込まず、児童委員、保健師、教員を活用した見守りネットワークの構築が必要ですが、メンバーが異動することから、1年に1回は集まる必要性を指摘していた。

#### ■どのように障害者虐待防止法の視点をポジティブに活用するか（志賀）

最後に志賀より、使用者の虐待と施設従事者等の虐待について、のぞみの園の研究結果を中心に報告があった。

虐待防止の仕組みを使いながら、障害者の権利擁護支援をする人が少数だが増えてきた印象を持っているという話があった。例えば、施設従事者等の虐待の場合、不適切な支援が長年行われている職場を変えたいということで、きっかけとして、虐待通報をするといった例があげられていた。

次に、厚生労働省のデータから見えてくる使用者虐待の傾向について、報告がありました。使用者による虐待は増えている傾向にありますが、その内訳をみると、労働局が直接把握しているものが増えており、都道府県、市町村からの報告は変わらない傾向にあるということだった。また、使用者による虐待を受けている障害種別としては、知的障害者が多い傾向にあり、雇用されている障害種別の内訳からも、知的障害者の被虐待リスクの高さがうかがえるという話があった。

一方、特例子会社への調査結果について、2点、指摘があった。まず、特例子会社は親企業が大規模で、障害者雇用をするための会社であり、障害者の知識があることを前提として知っていないといけないという説明があった。そういった特例子会社でも、虐待防止法は認知されていないといった点がまずあげられていた。2つ目は、相談体制についてであった。ハラスメント等のヘルプラインについては、本社の方に相談窓口が設置されており、それが通知されていた。知的障害者が多い会社では、特例子会社内に窓口を設置したり、ジョブコーチが見回りをしたりして対応している会社もあるとのことだった。今後、自ら相談できない知的障害者、精神障害者の対応についての取り組みの実態について、確認していきたいという話で分担研究者からの報告は終了となった。